

社会福祉法人豊裕会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し及び実践

<対策>

- 令和 5年 4月～ 社員への意向確認、検討開始
- 令和 5年度～ 安全衛生委員会等を通じて全社員への周知
- 令和 5年度～ 育児休業中の職員との定期的なヒヤリングの実施

目標2：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 令和 5年 4月～ 社員への意向確認、検討開始
- 令和 5年度～ 制度の導入、掲示板などによる全社員への周知
- 令和 5年～ 出産や子育てによる退職者への意向確認

目標3：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 5年 4月～ 計画的な取得に向けて安全衛生委員会等を通じて全職員への周知
- 令和 5年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得日程を調整する
- 令和 5年 4月～ 掲示板などで取得を促す
- 令和 5年 4月～ 定期月例会議内において各課取得状況の確認と取得の奨励